

入札事務について		
1	Q	入札保証金及び保証金の免除項目において、「過去２年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を、岡山県、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と２回以上締結し、すべて誠実に履行した実績」とありますが、「過去２年間」の起算日は、賃貸借契約日になりますでしょうか。若しくは賃貸借契約が満了（終了）日になりますでしょうか。
	A	賃貸借契約日を起算日としてお考えください。
2	Q	持参の場合入札書用の封筒は必要でしょうか。必要であれば、記載事項・封印についてご指示をお願いします。
	A	ご持参の場合、封筒は不要です。入札箱に直接入札書を入れていただきます。
機器の仕様について		
3	Q	仕様書に記載された機器は、放射性同位元素（RI）を使用・内蔵しない機器であり、RI 規制（放射性同位元素等の規制に関する法律）の対象となる機器ではないとの認識でよろしいでしょうか。
	A	ご認識の通りです。
4	Q	本件は契約内に保守を含まない入札案件という認識でよろしいでしょうか
	Q	受注者は、当該製品の修繕に係る部品・消耗資材を確保し安定した供給が行える体制を検収後５年以上確保しておくこととありますが、障害等発生時の保守、修繕に掛かる費用は、今回の契約には含まれず、岡山県工業技術センターとご指定業者様の間で契約等対応される認識で宜しいでしょうか。
	A	ご認識の通りです。
納入期限について		
5	Q	納入期限について、受注者の不可抗力による影響（中東情勢、ウイルス感染拡大や半導体供給不足等）で納期遅延となった場合、指名停止等の処分、損害賠償請求や違約金請求等なく、賃貸借開始日変更等の協議に応じていただけますか。
	Q	本件は納入会社がすでに決定している入札案件であり、納品遅延など、物件にかかわることについてリース会社は一切の責任を負わず貴県と納入会社間で解決していただくものという認識でよろしいでしょうか。また、その場合借入期間については別途協議の上決定し、リース会社は指名停止等のペナルティを課されないものと理解してよろしいでしょうか。

	Q	受注者は、製品をご指定場所へ期日までに納入すること。とありますが、本件は導入業者様が指定されており、受注者の責によらない理由（生産・納期遅延等）した場合、受注者に対しては遅延損害金や指名停止等のペナルティはなく、別途賃貸借開始日等は別途協議頂けますでしょうか。
	A	物品は納入業者と受注者との売買契約です。当センターで対応すべき事項は対応します。受注者の責によらない遅延等が発生した場合ペナルティは課されず、賃貸借期間等は別途協議のうえ決定します。
契約事項について		
6	Q	本件は、長期継続契約という認識でよろしいでしょうか。貴県において、予算の削減など受注者の責によらない事由によってリース期間中に契約が解除された実績はございますでしょうか。また予算の削減等、受注者の責によらない事由により契約が解除された場合、貴県より残賃借料を一括にてお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。
	Q	翌年度以降の歳入歳出金額が減額又は削除され、契約が解除された場合、賃貸借期間満了日までの賃貸借料を上限として損害賠償請求をすることは可能でしょうか。もしくは、契約書第 17 条にある別途協議事項の対象と考えてよろしいでしょうか。 また、これまでに上記理由により契約を解除された事例はありますか。
	A	本契約は長期継続契約にあたります。 当県の責により契約解除となった場合、契約書第 17 条の別途協議事項として対応します。 なお、当センターにおいてこれを理由とした契約解除事例はありません。
7	Q	動産総合保険について偶発かつ外来による事象（地震・噴火・津波・紛争等を除く）へ対応し、賃貸借期間の経過に応じて保険限度額を逡減させる時価保険でよろしいでしょうか。
	A	指定はありません。一般的な保険内容としてください。
その他		
8	Q	本件は満了後無償譲渡であり、最終的に貴町に所有権が移ることから、当社は固定資産税の納付について不要という認識でよろしいでしょうか。
	A	ご認識の通りです。
9	Q	本件は、賃借料のお振込みにつきまして貴県の負担という認識でよろしいでしょうか。
	A	ご認識の通りです。